

群馬県機械金属工業「若手技術者奨励賞」の被表彰者選定要領

本要領は、群馬県機械金属工業「若手技術者奨励賞」についての内規3に定める被表彰者の選定要領とする。

- 1 被推せん者の所属する企業が、県産業振興に寄与しているとともに、若手技術者の育成に積極的に取り組んでいること。
- 2 技術が優秀で、年齢が40歳未満であり、かつ以下の要件を1つ以上満たしている者であること。
 - (1) 工業技術の開発又は生産技術の向上に向けて、意欲的に取り組んでいるか。
 - (2) 新技術や新製品を開発するために、開発プロジェクトの一員として取り組んだことがあるか。
 - (3) 機械器具の有効利用に率先して取り組んでいるか。
 - (4) 生産工程又は作業条件のカイゼンに率先して取り組んでいるか。
 - (5) 品質管理上の社内規格等を遵守し、コストの見直しや量産化等の実現に向け、積極的に取り組んでいるか。

附 則

- 1 この要領は、平成27年9月8日から実施する。